

令和2年度第3回神奈川県保健医療計画推進会議
資料1-1

神奈川県保健医療計画改定案について

Kanagawa Prefectural Government

1. これまでの経過

- 令和2年7月～9月
コロナ禍にあっても必要最小限の見直しを実施する方針を了承
(第1回県保健医療計画推進会議及び第1回地域医療構想調整会議)
- 令和2年9月～12月
改定の方向性及び改定素案に係る個別論点(基準病床数の見直し検討、医療と介護の一体的な体制整備)の協議
(第1回県医療審、第2回県保健医療計画推進会議、第2回地域医療構想調整会議)
- 令和2年12月～令和3年1月
パブリック・コメント
- 令和3年1月～2月
個別論点(基準病床数の見直し検討、医療と介護の一体的な体制整備)に係る地域の意見の最終とりまとめ
(第3回地域医療構想調整会議)

Kanagawa Prefectural Government

2.改定案について

(1)基準病床数の見直し検討

【地域医療構想調整会議における協議結果】

- 横浜地域においては、毎年度の見直しの検討と同様、**最新の人口と病床機能報告の病床利用率の数値を反映することに加えて、「在宅医療等対応可能数」についても反映することとする。**
- 第2回地域医療構想調整会議での御意見及びコロナ禍の状況も踏まえ、その他の地域においては、**中間見直しにおける基準病床数の見直しは見送ることとする。**

【令和3年度以降の基準病床数の見直し検討について】

- 必要病床数と既存病床数の乖離が県内でも特に大きい（＝医療需要が増加する）と見込まれる**横浜、川崎北部、横須賀・三浦地域**については、引き続き、**毎年度、基準病床数の見直しについて検討することとする。**
- なお、保健医療計画の次期改定に向けて、病床数のあり方を含む病床機能・分化連携の推進に向けた必要な議論は継続する。

Kanagawa Prefectural Government

2.改定案について

	第7次計画 基準病床数(当初) (R2.4.1)①	第7次計画 基準病床数(試算) (R3.4.1)②	② - ①
横浜	23,785	23,993	208

※ その他の地域は、見直しを見送ることとするが、現在の基準病床数については、「資料1-2 神奈川県保健医療計画改定案(抜粋)」
21ページ参照

Kanagawa Prefectural Government

2.改定案について

(2) 介護保険事業（支援）計画との整合性の確保

これまでの地域医療構想調整会議（協議の場）での協議等を踏まえ、国保データベース（KDB）システムを活用しつつ、在宅医療等の整備目標の見直しを行う。この際、同時期に改定する「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性を図る。

- 在宅医療等対応可能数について、介護施設で対応する部分と在宅医療で対応する部分の按分を決定する必要がある。
- 国の政策誘導（病床の機能分化・連携）に伴い生じる「介護施設・在宅医療などの追加的需要」の受け皿となる「退院後の行き先」等について2018年4月から2019年9月の国保データベース（KDB）を活用し、療養病棟（医療区分Ⅰ）から退院した患者について、退院後3、6、12か月の在宅医療の利用者数と介護施設入居者数の比率を患者住所地別で集計し、按分を行った。

Kanagawa Prefectural Government

2.改定案について

- 各地域の地域医療構想調整会議（協議の場）における協議の結果を踏まえ、在宅医療・介護サービス対応部分の按分について、相模原地域は退院後12カ月を、その他の地域は退院後6か月の数値を採用することとしたい。

（単位：人／日）

	在宅医療等対応可能数		
	合計	うち在宅医療	うち介護保険施設
令和5年 (2023年)時点	4781.16	2801.85	1979.31

- 上記の按分を踏まえて、「神奈川県保健医療計画」における在宅医療の整備目標、「市町村介護保険事業計画」における介護サービス見込量及び介護施設等の整備目標へそれぞれ反映させる。（※在宅医療の整備目標については、「資料1-2 神奈川県保健医療計画改定案（抜粋）」120～121ページ参照）

Kanagawa Prefectural Government

2. 改定案について

(3) その他

神奈川県立精神医療センターを災害拠点精神科病院として計画に位置付ける。

(※「資料1 - 2 神奈川県保健医療計画改定案(抜粋)」43~50ページ参照)

Kanagawa Prefectural Government

3. パブリック・コメントの状況

(1) パブリック・コメントの実施概要

ア 募集期間

令和2年12月21日~令和3年1月22日

イ 募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布、
医療関係団体等への情報提供

ウ 提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

Kanagawa Prefectural Government

3. パブリック・コメントの状況

(2) 提出された御意見の概要

ア 件数 19件（個人3人、団体5団体）

イ 内訳

区 分	件数
I 計画全体に関する事	3件
II 基準病床数に関する事	4件
III 5事業5疾病に関する事	1件
IV 在宅医療及び地域包括ケアシステムの推進に関する事	7件
V その他	4件
計	19件

Kanagawa Prefectural Government

3. パブリック・コメントの状況

(3) 意見の反映状況

区 分	件数
A 新たな計画案に反映しました。	0件
B 新たな計画案に反映していませんが、御意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	1件
C 今後の施策運営の参考とします。	15件
D 反映できません。	2件
E その他（感想・質問等）	1件
計	19件

Kanagawa Prefectural Government

3. パブリック・コメントの状況

(4) 主な御意見

- I 計画全体に関すること
 - 計画に新型コロナウイルス感染症を踏まえた記載をする必要があるのではないか。
- II 基準病床に関すること
 - 現行の基準病床数の算定式は、「病床稼働率が減少すると基準病床数が増える」といった不合理性があり、これのみで病床の過不足を判定するには限界がある。
 - 地域の医療提供体制の現状を基準病床数に的確に反映するためには、より多面的な分析と丁寧な議論が必要。
- IV 在宅医療及び地域包括ケアシステムの推進に関すること
 - 在宅医療の目標に、在宅療養後方支援病院だけでなく、「地域包括ケア病棟（病床）」等の数の推移も把握して評価するべきではないか。
 - 医療介護連携に係るICTネットワークについて、どのようにこの施策を活用しようとしているのか、諸計画の整合性を図って明確な位置付けをするべき。

Kanagawa Prefectural Government

4. 今後のスケジュール

- 令和3年3月 県医療審議会（諮問・答申）
- 3月 パブリック・コメントの結果公表
- 4月 改定計画の施行

Kanagawa Prefectural Government